

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月から 60 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 58 年 2 月から 60 年 3 月までが未納になっている旨の回答を受けた。

昭和 58 年 4 月に結婚した時に、義父が、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料の納付は、義父が家族分をまとめて自治会長宅に持参していたと思う。一緒に納付していた夫及び義父母の保険料が納付済みとなっているのに、私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納めていたとする申立人の義父は、その家族（本人、妻及び申立人の夫）の保険料を全て納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月 1 日に払い出され、20 歳に到達する 54 年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立人に係る A 市の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間直後の 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を遡って過年度納付していることが確認できることを踏まえると、納付意識の高い申立人の義父が、59 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料についても過年度納付したものとみても不自

然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月から 59 年 3 月までの期間について、払出日を前提に納付方法をみると、当該期間の保険料については、徴収権の時効消滅により納付することはできないほか、申立人及びその義父が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する記録が見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年7月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月から49年9月まで

私は、高校卒業後、A市内にある事業所で、住み込みで働いていた。20歳に到達した昭和48年*月頃、A市から国民年金加入手続の案内が届いたので、同市役所に出向き、自分で国民年金の加入手続を行った。その時に国民年金保険料を納付した記憶があり、しばらくは毎月市役所で納付していたが、その後は、納付書で銀行か郵便局で納付していた。自分で加入手続を行い、保険料を納付した記憶があるので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付しているほか、国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人のA市における国民年金被保険者名簿を見ると、申立人の国民年金の被保険者資格取得届は、昭和50年10月30日に受け付けられ、20歳に到達する48年*月*日に遡って資格取得していることが確認でき、この受付日を前提に納付方法をみると、48年7月から49年9月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間直後の49年10月から50年3月までの保険料を遡って過年度納付していることが確認できる。

さらに、A市は、「当時、当市の窓口には過年度保険料の納付書が配備してあり過年度保険料の納付の申出があれば、窓口担当職員が納付書を作

成し、被保険者に渡していた。」と回答していることなどを踏まえると、納付意識の高い申立人が、昭和 48 年 7 月から 49 年 9 月までの保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

加えて、申立人の納付記録については、申立期間直後の昭和 49 年 10 月から 50 年 3 月までの期間について、特殊台帳の記録により納付済みに記録が訂正（平成 22 年 6 月 23 日）されており、申立期間当時において、行政機関の記録管理に不備があったことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 48 年 2 月から同年 6 月までの期間について、上記の受付日を前提に納付方法をみると、当該期間の保険料については、徴収権の時効消滅により納付することはできず、特例納付（第 2 回又は第 3 回）によってのみ納付することが可能であるが、申立人からは特例納付に関しての具体的な申立てが無いほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 7 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主（A、以下同じ。）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のAにおける資格取得日に係る記録を昭和20年4月6日、資格喪失日に係る記録を21年4月3日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を60円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月6日から21年4月3日まで

私は、昭和19年8月から21年4月頃までB社に継続して勤務し、C（船舶名）、D（船舶名）及びE（船舶名）に乗船し、21年4月上旬に退社したがD及びEの船員保険期間が欠落しているため、船員保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の「乗船記録」を見ると、申立人は昭和19年8月19日から20年1月9日までC、同年4月6日から同年9月6日までD、同年11月8日から21年1月29日までE、同年2月3日から同年4月2日までF（船舶名）にそれぞれ乗船し、21年4月2日に徴用解除されたことの記載があり、申立期間において勤務が継続していたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間当時の状況について、具体的かつ詳細に供述しており、その内容は当該乗船記録の記載内容と一致していることから、申立人は、申立期間においてD、E及びFに乗船していたものと認められる。

さらに、同社は、「昭和20年4月以降、船員保険の運営については、

Aが管理主体であり、運営・管理の責任は、全てAに帰属している。また、申立人の「乗船記録」から申立人は、Aに昭和21年4月2日まで徴用されていたと考えられる。」旨を回答していることから、申立期間当時、D、E及びFは、A管理下の船舶であったと考えられる。

加えて、昭和20年4月1日から予備船員（船舶に乗り組むために雇用されているが、船内で使用されていない者。）を船員保険の被保険者とする制度が開始されており、申立人が20年9月6日にDを下船し、同年11月8日にEに乗船するまでの期間及び21年1月29日にEを下船し、同年2月3日にFに乗船するまでの期間については、当該制度が適用される期間であったと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、Aにおける船員保険被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B社から提出された申立人に係る「乗船記録」から60円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年4月から21年3月までの保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社B支店における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和20年8月16日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年7月から20年2月までは20円、同年3月から同年7月までは30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年7月21日から20年8月16日まで
厚生年金保険加入期間の記録照会を行ったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

私は、高等小学校を卒業後、昭和19年4月5日にA社B支店に入社し、20年6月25日に同社C支店に異動（転勤）後、終戦の日までC支店に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険に加入した記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「昭和19年4月5日にA社B支店に入社し、終戦の日まで継続して勤務した。」と主張しているところ、申立人に係るオンライン記録を見ると、同社B支店において、19年4月5日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月21日に資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、申立人の同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の同社における資格取得日は「19.4.5」と記載され、資格喪失日については、「20.8.16（解用）」と記載した上で、二本線で抹消されているものの、当該被保険者名簿の「標準報酬等級並ニ適用年月日」欄を見ると、「3（等級） 20.3.1」と記載されていること

が確認できることから、申立人は、昭和 20 年 3 月 1 日の時点で、B 支店における厚生年金保険の被保険者資格を有していたものと認められる。

また、A 社から提出された申立人の人事カードを見ると、昭和 19 年 4 月 7 日に入社し、20 年 6 月 25 日に「D 工場転勤解用」（D 工場と同社 C 支店は同一である。）と記載されており、申立人を記憶している同僚は、「私と申立人は、同社 B 支店において同じ部署で働いていたところ、申立人は、終戦前の昭和 20 年 6 月頃に出身地の同社 C 支店に転勤したことを覚えている。その後、私は、終戦と同時に同社 B 支店を退職し帰郷したところ、先に帰郷していた申立人と再会した。その際、申立人は『終戦と同時に会社（同社 C 支店）の仕事も無くなり、同日付けで人員整理が行われた。』と言っており、自分と全く同じ状況の下で会社を解雇になったことから、当時の申立人の勤務状況等を鮮明に記憶している。」と具体的、かつ、詳細に供述している。

さらに、A 社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦日の翌日（昭和 20 年 8 月 16 日）となっていることが確認できる上、多くの被保険者の資格喪失日が同日と記録されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和 20 年 8 月 16 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、同社 B 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 19 年 7 月から 20 年 2 月までは 20 円、同年 3 月から同年 7 月までは 30 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 10 月頃から 34 年 5 月頃まで

私は、昭和 33 年 10 月頃にA社に入社し、34 年 5 月頃に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険の記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の供述及び同僚に対する調査結果等から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたものと推認することができる。

しかしながら、複数の同僚は申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人の同社における入社日や退職日については記憶しておらず、勤務期間を特定することができない。

また、同社が新規に厚生年金保険の適用事業所となった日から適用事業所でなくなった日まで厚生年金保険の被保険者資格記録がある同僚は、「試用期間については、社内規程では定められていないが、社長の独断で個人ごとに決めていた。試用期間中は社会保険に加入させない取扱いであった。試用期間中の保険料は当然控除していなかったと思う。」旨を供述しているほか、調査した同僚7人のうち、入社日を覚えている4人について、厚生年金保険被保険者の資格取得日を見ると、入社日からそれぞれ2か月から7か月後に取得していることが確認できる上、このうち3人は、「面接時に社長から入社後しばらくは試用期間がある旨の説明を受けた。」と供述している。

さらに、申立人が記憶している同僚3人について、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、うち2人については資格記録が確認

できるものの、残る1人については申立人と同様に、資格記録を確認することができない状況を踏まえると、申立期間当時、事業主は、従業員を採用した場合において、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたと考えられる。

このほか、申立人の氏名（旧姓含む。）について複数の読み方で検索したが該当する記録は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年2月8日から同年11月1日頃まで
ねんきん定期便を見て、申立期間の記録が欠落していることを知った。
私は、A社に昭和32年2月4日に入社し、33年11月1日頃まで継続して勤務した。この間、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和32年2月4日に入社後、33年11月1日頃まで継続して勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと主張している。

しかしながら、複数の同僚は、申立人がA社に勤務していたことを記憶しているものの、申立人のA社における退職日については記憶しておらず、勤務期間を特定することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の資格喪失日は、昭和33年2月8日と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年6月2日に別の事業所において被保険者資格を取得している同僚は、A社を退職した時期について、「資格喪失日とされている頃だと思う。」と供述している。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、事業主の親族及び当該A社の継承会社の人事担当者は、申立期間当時の資料は無く、当時のことは全く分からない旨を回答しているところ、当時のB部の上司は、「昭和20年代後半当時は、健康であるとして社会保険に加入しない者もいたが、30

年頃からは全員を加入させた。当時は、短時間労働は無かったので、勤務途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失させることは無かった。」旨の回答をしている。

このほか、同僚の一人は、「社長は公務員出身であったため、有給休暇制度を設けるなど福利厚生関係はしっかりしており、見習期間終了後、全ての者を厚生年金保険に加入させ、退職するまで継続して加入させていた。」旨の供述が得られたことなどから、申立人の勤務期間中において、事業主が申立人の厚生年金保険の被保険者資格を喪失させたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 1 日から 29 年 3 月 31 日まで
申立期間当時、脱退手当金制度を知らなかった上、脱退手当金を請求したことや受給した覚えもないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の脱退手当金は、婚姻又は分娩による資格喪失が支給要件とされており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳を見ると、脱退手当金に係る給付種類欄には「分娩脱退」と記載されていることが確認できるところ、申立人は、A社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失する約4か月前の昭和28年*月*日に第三子を出産したことが申立人に係る戸籍謄本により確認できる。

また、当該被保険者台帳には、脱退手当金に係る資格期間、平均標準報酬月額、支給金額及び支給年月日が記載されており、当該支給記録はオンライン記録と一致している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったところ、当該事業所での厚生年金保険被保険者資格を昭和29年3月に喪失後、通算年金制度が施行された36年4月までの間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していない申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかには脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。